

# GISラスター使用許諾契約書

## ①用語の定義

この文章でいう「本契約書」とは、「GISラスター」の使用権許諾契約書を指します。「写真化学」とは、株式会社写真化学を指します。「本製品」とは、一般財団法人日本地図センターのデータ配信サービスにより供給される電子ファイル化された情報で商品名「GISラスター」を指します。

## ②使用許諾

本製品を購入され、本契約書に記載の条件に同意されたお客様に対し、下記に示す条件で本製品の使用を許諾しますが、本製品の利用以外は何ら権利も発生しません。著作権等の知的所有権その他権利は写真化学の排他的財産として留保されています。

## ③許可事項

本製品のライセンスには以下(A)(B)(C)の3種類があります。

(A) スタンドアローンもしくはイントラネットで1～30クライアントで使用することが出来るライセンス

(B) イントラネットで31～100クライアントで使用することが出来るライセンス

(C) イントラネットで101クライアント以上もしくはインターネットで使用することが出来るライセンス

本製品が購入ライセンスで承諾されていない形で利用されたり、複製、配給公表等がされないよう充分注意をしてください。

## ④禁止事項

以下(1)～(5)のことは禁止されています。

(1) データの複写

(2) 関連資料の複写

(3) 本契約書に基づく使用許諾を他に譲渡または本製品の貸与その他の方法で本製品を第三者に使用させること。

(4) 本製品を利用して別の商品を開発すること

(5) 本製品の写真化学の商標やロゴマークを除去したり隠すこと。

## ⑤期限

本契約書の有効期限は、お客様がデータを受け取られた日から終了するまで継続します。本契約書の規定に違反されますと、写真化学から通告なしに自動的に使用許諾を終了します。その場合は、本契約書、本製品およびそれらのコピーすべてを、破棄または消去していただきます。守られないときは、写真化学は他の法的手段を行使することができます。

## ⑥保証責任範囲

写真化学および販売店は請求原因の如何を問わず、現状のまま提供された本製品について、第三者の利益侵害のないこと、特定目的への適合性を含めて、いかなる保証もいたしません。また、本製品の使用または使用不能およびデータの利用から生じるすべての損害や不利益（利益の損失およびデータの損害を含む）につき、一切責任を負わないものとします。

## ⑦準拠法および雑則

本契約書は、日本国の法令に準拠します。本契約書に、国際的動産売買契約に関する国連条例は一切適用されません。本件にかかわる紛争は、京都地方裁判所にて解決するものとします。

## ⑧承諾

本契約書をお読みいただき、その内容に拘束されることをご承諾いただきます。さらに、下記事項についても承諾いただきます。

(1) 写真化学または取扱店から文書または情報により、この保証の範囲が増大することはありません。

(2) 本契約書は、お客様に対する唯一の契約書です。もし購入に先立ち提案または協議がなされていても、それに変わるものではありません。

⑨その他本製品に関する注意事項

本契約書をお読みいただき、その内容に拘束されることをご承諾いただきます。さらに、下記事項についても承諾いただきます。

(1) 本製品は、GIS（地理情報システム）ソフト以外にはご使用いただけません。二次利用などは別途ロイヤリティ契約が必要です。詳しくは、写真化学までお問い合わせください。

(2) 本製品はデータのみ収録しております。表示するためのソフトをご用意ください。

(3) 観測日の違いによる画像色調の差異はご了承ください。

(4) 海および一部の湖は単一色で処理しています。

(5) 本製品には、正規に写真化学より使用許諾を取得した事を証明するため電子透かしを埋め込んでおります。

(承認番号平11総使、第238号)

株式会社写真化学

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町518

前田エスエヌビル

TEL 075-254-7724 FAX 075-251-0232